

## 二本松市浄化槽雨水貯留施設転用助成金制度の概要

下水道接続に伴い不要となる浄化槽または便槽を、雨水貯留施設に転用し雨水の有効利用を行う方に対し、助成金を交付いたします。

### 《助成対象者》

助成の対象者は、市税及び下水道受益者負担金を滞納していない方で、雨水貯留施設を自らの負担により設置する方です。

※「雨水貯留施設」とは、公共下水道認可区域内において、排水設備の設置に伴い不要となる浄化槽等を、雨水を貯留するための貯留槽に改造し、その貯留水を有効活用するための施設で、容量が200リットル以上のものをいいます。

### 《助成対象工事》

雨水貯留施設の設置に要する経費で次に掲げるもの。

- ① 浄化槽又は便槽の清掃、消毒及び不要部品の撤去並びに仕切り板の穴あけ工事（浄化槽に限る。）に要する経費
- ② ポンプの設置及び散水設備の配管工事に要する経費
- ③ 雨水集排水管の配管工事に要する経費
- ④ 前3号に掲げるもののほか、雨水貯留施設に改造するために必要な経費

### 《助成金額》

前条に規定する経費の2分の1以内とし、5万円を限度とします。

1,000円未満の端数は切り捨て

### ◎転用のメリット

- ・資源の有効利用
- ・雨水の流出抑制
- ・浄化槽等処分費用の軽減
- ・水道及び下水道の使用料の軽減



## 《手続きの流れ》

### 1 事前申込（申請者→市）

※下水道課へ事前にご相談ください。時期によっては予算状況等により、お待ちいただくこととなります。

### 2 予算等確認後、申請依頼（市→申請者）

※交付可能か確認後、連絡いたします。

### 3 申請書の提出（申請者→市）

《添付書類》

- ①工事の見積書
- ②工事の図面
- ③工事場所の案内図
- ④納税証明書
- ⑤その他市長が必要と認める書類

※納税証明書の用紙は、当該助成制度専用がありますので、下水道課で受け取り、市民課窓口申請してください。

### 4 交付決定(不交付)通知書の送付（市→申請者）

※交付条件等確認後、交付決定（不交付）通知書を送付いたします。

【工事着手】

### 5 工事着手届の提出（申請者→市）

【工事完了】

◆交付決定後、次の場合に届出等が必要です。

《変更届》

工事の計画を変更する場合

《取下書》

申請を取り下げる場合

### 6 工事完了届、実施報告書、請求書の提出（申請者→市）

※完了した日から5日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い方までに提出しなければなりません。

※請求書の日付は空欄で構いません。

《添付書類》

- ①工事代金請求書の写し
- ②工事代金領収書の写し
- ③工事写真
- ④その他市長が必要と認める書類

### 7 完了検査(市)

### 8 確定通知書の送付（市→申請者）

※職員が完了検査し問題がなければ、補助金額を確定し通知いたします。

### 9 口座に入金（市→申請者）

※確定通知書の日付けより概ね2週間後に入金されます。